

富山県告示第188号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

令和6年4月5日

富山県知事 新 田 八 朗

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	32.10	魚津市友道字砂田1399番2	魚津市友道字砂田1399番2	令和6年 2月28日
2	4.00	18.70	魚津市友道字砂田1401番3	魚津市友道字砂田1375番1	令和6年 2月28日

富山県告示第189号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営泊東部南地区土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営泊東部南地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年4月5日から

令和6年5月8日まで

3 縦覧の場所

朝日町役場

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第

87条の3第7項において準用する第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県公安委員会告示第38号

少年指導委員の氏名等について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により令和6年4月1日付けで少年指導委員8人を委嘱したので少年指導委員運営規則（平成13年富山県公安委員会規則第4号）第3条第4項の規定により告示する。

令和6年4月5日

富山県公安委員会委員長 金井 豊

氏名	連絡先	活動区域の名称	活動区域
新村 恵子	黒部警察署刑事生活安全課 TEL 0765-54-0110（代）	黒部区域	黒部警察署管内
水口 大倫 板倉 久郎	富山中央警察署生活安全課 TEL 076-444-0110（代）	富山中央区域	富山中央警察署 管内
熊田 重勝 堀江 貞夫	富山南警察署生活安全課 TEL 076-420-0110（代）	富山南区域	富山南警察署 管内
桃井 善昌 山城 義孝	高岡警察署生活安全課 TEL 0766-23-0110（代）	高岡区域	高岡警察署管内

追加取得講習	令和6年6月18日（火）から21日（金）までの4日間
--------	----------------------------

- (2) 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	令和6年6月24日（月）から6月28日（金）までの5日間
追加取得講習	令和6年6月27日（木）、6月28日（金）の2日間

- (3) 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	令和6年6月24日（月）から6月28日（金）までの5日間
追加取得講習	令和6年6月27日（木）、6月28日（金）の2日間

- (4) 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	令和6年6月24日（月）から6月28日（金）までの5日間
追加取得講習	令和6年6月27日（木）、6月28日（金）の2日間

2 実施時間

- (1) 1号業務

午前9時から午後4時50分まで（追加取得講習は、初日のみ午後1時から午後4時50分まで）の間

- (2) 2号業務、3号業務及び4号業務

午前8時30分から午後4時50分まで（4号業務の新規取得講習及び追加取得講習については6月28日（金）のみ午前8時30分から午後0時20分まで）の間

3 実施場所

富山県富山市問屋町1丁目3-18

協同組合富山問屋センター富山流通会館

4 講習定員

1号業務20人、2号業務、3号業務及び4号業務各10人

5 受講対象者

警備業務の区分に応じ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 新規取得講習

ア 1号業務、2号業務及び3号業務

(ア) 最近5年間に、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。

以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ウ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(エ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（以下「旧1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(オ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

イ 4号業務

最近5年間に、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

ア 1号業務、2号業務及び3号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責

任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者で、前記(1)アの(ア)から(イ)のいずれかに該当する者

イ 4号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の交付を受けている者で、前記(1)イに該当する者

6 事前受付の要領

受講申込みに先立って、事前受付を必ず行うこと。

なお、事前受付は電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受付期間

講習	事前受付期間
1号業務	令和6年5月7日（火）から5月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間
2号業務	
3号業務	
4号業務	

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
（電話076-441-2211・内線3045）

(3) 受講者の決定

ア 受講希望者数が講習定員に満たない場合は、その全員を受講者とする。

イ 受講希望者数が講習定員を超えた場合は、その時点で受付を終了する。

7 受講申込みの受付期間及び受付先

(1) 受付期間

講習	申請受付期間
1号業務	令和6年5月20日（月）から5月24日（金）までの午前9時から午後4時までの間
2号業務	令和6年5月20日（月）から5月28日（火）までの午前9時から午後4時までの間
3号業務	
4号業務	

(2) 受付先

富山県内の各警察署

8 提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（写真の貼付けが必要） 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面 各1通

なお、受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

ア 前記5(1)ア(ア)及び5(1)イに該当する者は、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 前記5(1)ア(イ)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 前記5(1)ア(ウ)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

エ 前記5(1)ア(エ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧1級検定の合格証明書の写し

オ 前記5(1)ア(オ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧2級検定の合格証明書の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

カ 前記5(2)アに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アからオのいずれかの書類

キ 前記5(2)イに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アの書類

(3) 受講手数料

ア 1号業務

新規取得講習	47,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	23,000円	

イ 2号業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

ウ 3号業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

エ 4号業務

新規取得講習	34,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	10,000円	

オ 受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

9 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習には、筆記用具及び講習教本を持参すること。
- (3) せき、発熱等の症状がある場合は、受講を控えること。
- (4) 気象、感染症等に係る状況により、講習を中止する場合がある。

10 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

(電話076-441-2211・内線3045)

機械警備業務管理者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条で準用する同規則第2条の規定により公示する。

令和6年4月5日

富山県公安委員会委員長 金井 豊

1 講習実施日

令和6年7月2日（火）から4日（木）までの3日間

2 実施時間

午前8時30分から午後4時50分まで

3 実施場所

富山県富山市問屋町1丁目3-18

協同組合富山問屋センター富山流通会館

4 講習定員

10人

5 事前受付の要領

受講申込みに先立って、事前受付を必ず行うこと。

なお、事前受付は電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 期間

令和6年5月27日（月）から6月14日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
（電話076-441-2211・内線3045）

(3) 受講者の決定

ア 受講希望者数が講習定員に満たない場合は、その全員を受講者とする。

イ 受講希望者数が講習定員を超えた場合は、その時点で受付を終了する。

6 受講申込みの受付期間

令和6年6月17日（月）から6月21日（金）までの午前9時から午後4時までの間

7 受付場所

富山県内の各警察署

8 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（写真の貼付けが必要）

9 受講手数料

39,000円（受講申込時、富山県収入証紙により納付すること。）

受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

10 その他

- (1) 当日は、各自筆記用具及び講習教本を持参すること。
- (2) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。
- (3) せき、発熱等の症状がある場合は、受講を控えること。
- (4) 気象、感染症等に係る状況により、講習を中止する場合がある。

11 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

（電話076-441-2211・内線3045）

土地改良区の役員の就任

立山町土地改良区の役員に次の者が令和6年3月16日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年4月5日

職名	氏名	住所
理事	吉田 保	富山県知事 新田 八朗 中新川郡立山町向新庄 222番地

土地改良区の役員の就任

氷見市土地改良区の役員であった次の者が令和6年3月18日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年4月5日

富山県知事 新田 八朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	桶 元 勝 範	氷見市本町21番8号